

文化としての先住民族地名 —ニュージーランドにおける地名復原の意味—

原田 敏治

序章

地名は文化を共有する個々の集団が、環境とどのような結びつきを有していたかを知る手がかりの一つとなる。地名は環境の中に人々が居住する「場所」を形成することと密接不可分に結びついている。もちろん集団によって選ばれる地名の体系は、それぞれの文化によって異なる。換言すれば地名は人々と環境の関わり方の表現方法の一つとして理解することが可能である。例えば水田農耕民である日本人の地名表現の中には、水辺の環境や水田農耕そのものと密接な関わりを示した表現が数多くある。そして一見水田農耕と疎遠な環境につけられたかに見える「原」や「野」などの地名も、水田農耕にとって不可欠の補助的生産手段を供給する場であった原野や湿地につけられた地名であった。すなわち、地名は個々の文化や生活様式によってそれぞれ独自の体系をもっていたと考えることができる。これらの地名の表現は言うまでもなく、社会集団の中で普遍性をもった呼称でなければならぬし、そのことは環境との「関わり」が集団の構成員の共有するものであることを示している。Zelinskyは、「toponymy (地名) がいかに複雑に地域のbiota (生物相) や自然地理、水文、気候に結びつき、日々の、また季節的な活動空間と人類の生態に一般的に結びついているか、また同様に、当の言語の構造に結びついているか知ることができる。要するに、地名は人と土地の双方を定義するものである」と述べている¹。人々が土地に名称をつける際の「場所を説明するための言葉の選択は、その地域の過去の住民によって残された重要なメッセージである。多くの地名は地域の地形や、水文、気候、植物相、あるいは人間生態と結びついている。²」また、地名は神話や伝説を、地名を媒介として現実の空間に投影する媒体ともなり、それらの伝承にとって重要な役割を果たしていることがある。特に無文字文化の民族にとって、地名は神話・伝説の口承の鍵ともなった。さらに地名は固定不変のものではないことにも留意すべきである。新たな居住は新たな地名を生み、旧来の地名を過去のものとして記憶や記録の中から消滅させる。

ヨーロッパから「新世界」への移民の結果もたらされた、ヨーロッパ人と先住民の間の異文化接触はさまざまな場面で両者の間に軋轢をもたらし、先住民がその固有の土地に付した地名と、移住者が新たな土地の呼称とした地名の接触、とりわけ後者による前者の抹消もそのような文化間の軋轢の一面と考えることができる。近代日本における北海道で、あるいはそれに先立って東日本の各地で、和人と先住民族アイヌ人との接触によって地名が変化を遂げていったのも、地名を通じた文化間の軋轢であった³。文化を異にする先住民と入植者・移民が同じ空間や環境を共有するとき、何れの文化の地名が一般的に使用される地名として採用されるかは、文化的な対立の一つの局面をなした。また、先住民の地名を入植者・移民が取り入れる場合も、先住民地名の本来の意味が曲げられたり、体系的な結びつきを持った数多くの地名の一部だけが取り入れられることがあった。さらに無文字の先住民の場合には、ヨーロッパ人と

の接触後の地名の文字表記において不正確な地名表記が生じる可能性があった。

今日、ニュージーランドにおいては、先住民族マオリと19世紀以降に入植者としてこの地域に居住するようになったヨーロッパ人との間に、地名をめぐる文化的な対立が存在する。今日のニュージーランドでは、これまでのヨーロッパ人の入植・開拓によって失われた先住民族の固有の権利の復権運動や、言語や文化の復元運動が活発である⁴。地名も文化的な財産の一つとして復原が議論され、一部分ではパケハ⁵地名とマオリ地名の併記、あるいはパケハ地名の廃止、マオリ地名の復原が実現している。本論ではニュージーランドにおけるマオリ地名の復元の現状と問題について考察する。

第1章 ニュージーランドの地名

第1節 ヨーロッパ人の植民とパケハ地名

ヨーロッパ人がニュージーランドに入植地を拡大する過程で、先住民族マオリの地名とは別のパケハ地名が各地につけられていった。捕鯨業者・アザラシ漁民の拠点や、先住民との交易拠点、宣教師のステーションなどにつけられた初期のパケハ地名は、南北両島の主として沿岸部に分布した。植民の本格化とともにヨーロッパ人の集落が増大し、パケハ地名は内陸部にも拡大していった。このパケハ地名には、植民者が母国の地名を、彼らの新たな居住地に再現したものがある。それらは、先住民マオリの地名表現の体系とは別に命名され、その土地の自然環境や事物に関することは少なく、個々の地名は単独に意味をもち、地名相互の意味的な関連性にも乏しいものであった。それでは *Belfast*、*Oxford* など母国イギリスの土地にちなんだ地名は、彼ら植民者のいわば「望郷」の思いを表すのであろうか。そうであるとするならば、植民者の出身地とこの種のパケハ地名の符合が考えられるが、それを指摘している研究例は寡聞にして知らない。*Berg* と *Kearns* はイスラエルの右派勢力 *Likud* が、ゴランやガザ、ウェスト・バンクなどの支配地域に聖書や *Talmud* にちなんだ地名を採用したことと同一視して、ニュージーランドにおける植民者地名を「言語上の植民」とみなしている⁶。すなわち地名の命名は植民者による空間の支配にとって重要な一要素をなすのである。

ニュージーランドでは植林地建設の過程で大きな役割を果たしたヨーロッパ人、特にイギリス人の軍人の名前、*Wellington*、*Napier*、*Hastings*、*Nelson*、*Cambridge* などがマオリ地名を消し去った後の地域名に用いられている⁷ことも「言語上の植民」を如実に示すものと考えられる。*Yoon*によれば、先住民族とヨーロッパ系国民で成り立つ国々の中で、ニュージーランドはヨーロッパ地名よりも現地地名、すなわちマオリ地名の方が多く、唯一ヨーロッパ系人口が支配的な国である。そして、ヨーロッパ系地名は人口規模が大きく、経済的な機能と文化的な機能の中心である、北島のオークランド、ウエリントン、南島のクライストチャーチ、ダニーデンなどの主要都市や、接触以前からマオリ人口が北島に比べて少なく、入植初期からヨーロッパ人による牧畜が発展した南島のその他の都市に多く見られ、マオリ地名は人口規模の小さな小都市や集落、あるいはマオリ人口の多い北島に多く分布する⁸。*New Zealand Geographic Board* の1992年のレポートによれば、100万分の1の地形図上の約3000の地理的事物のうち、北

島では21%がヨーロッパ名で、79%がマオリ名、南島ではそれぞれ67%と33%となっている。

第2節 マオリの地名

マオリ地名は、彼らの物質的生活のみならず、精神的な生活と密接に結びつき、それぞれの土地の自然環境や資源、事物と分かちがたく結びついたものであった。その中にはマオリが伝説上の *Hawaiki* から船団を組んだカヌーで海を渡り、*Aotearoa*（長く白い雲のたなびく土地＝ニュージーランド北島もしくはニュージーランド南北両島）に到着し、各地に住みついたという言い伝えにちなんだ地名や、各々の *iwi* 部族や *hapu* 準部族が生活する環境の中で、地形、河川、森林、漁場などを識別し、それらの占有を表明するためにつけられた地名などがある。無文字社会であったマオリの地名には、文字社会とは異なった地名の役割がある。マオリ地名は、無文字であった彼らが、文化や歴史を口承で代々伝えてゆく際に、重要な記憶の手がかりとなった。そして地名に表されたマオリの伝説や文化は、土地の持つ精神的な価値を強調し、部族のアイデンティティと情緒の重要な土台の一つであった。あるいは風景の中の地名は特定の場所で起こったでき事を刻み、伝説の登場人物や舞台、あるいは部族の歴史をとどめていた。このような意味で文字言語をもたないマオリにとって地名は「部族の歴史を記録し、思い出すための装置」⁹であったのである。すなわち、マオリの地名は伝説であれ史実であれ、彼らが語り伝えてきたストーリーと結びついた体系を有していたのである。そして定住生活や移住の中で地名を介して伝説や歴史の口承が補強された。

マオリ地名の一部は、*Kupe* と *Tamatea* の創世神話を初めとする伝説にちなんだ地名を、*Hawaiki*、実際はポリネシア地域のどこか、おそらくはニューヘブリディーズ諸島と考えられている移住者の故郷から持ち込んだものだと言われている¹⁰。移住後にニュージーランドの各地に分散・居住した部族や準部族は、それぞれの環境の中に神話や伝説を地名という形で刻んでいった。同時にマオリは彼らが生活する環境の自然的特徴に名前をつけた。丘や峰々、峡谷、溪流、ウナギの遡上、鳥のさえずる木々、釣り場の岩の名前はマオリの地名の体系の一部をなしている。もちろんこれらの小地域の地名はその地方の住民だけがよく知っていた。したがって、マオリの地名には神話や伝説に根ざした、部族や準部族の成員の土地と結びついたアイデンティティの土台となる一定の広がりをもった地名から、小地域の場所を識別する標識としての地名など、いくつかの異なったレベルの体系があったと考えられている¹¹。

しかし、ヨーロッパ人との接触はマオリの生活や社会に対する影響のみならず、マオリ語のローマ字表記などを通じて、地名にも多くの影響を与えた。これまでに公式な地図や公的な機関による報告書で採用されてきたマオリ語地名のローマ字表記は、今日でもマオリ語の正しい発音で地名が綴られているか否か、しばしば議論の対象となることがある。また、無文字文化であったがために、マオリ語地名はごく最近まで口承で伝えられてきたものであり、文字で記録されたパケハ地名と競合した場合、その正確な残存の可能性は決して高くはなかったであろうことにも留意しなければならない。

第2章 地名の復原

第1節 New Zealand Geographic Board の役割

ニュージーランドのマオリ地名に関しては、すでに1894年の Designation of Districts Act の中にマオリの地名が優先されるべきという条項が定められていた。この条項は第二次世界大戦後の New Zealand Geographic Board (以下、NZGBと略記する) の設立まで存続した。

1946年に New Zealand Geographic Board Act によって設立された NZGB は土地の名称の決定に関して法律的な責任を有し、地名に関する公的な提案に対処し、地名の歴史やその習慣的な使用、綴りなどについて必要な調査・研究を行っている。しかし、NZGB は地名をつけることに関して排他的な権限を有しているわけではない。NZGB は公的な地図上の地名について、Department of Survey and Land Information (以下、DSL I と略記する) に助言を行い、地名をめぐって紛糾する問題に裁定を下す。DSL I は NZGB の助言にもとづいて地形図やその他の公的な地図、及び公的機関の出版物における表記を新たな地名にすることを許可する。公的な地図や道路標識などでは、それまでに使用されてきたものの期限がきたときに新しいものに改められる。NZGB は主任調査官を除く3年任期の7人のメンバーからなる。1946年の NZGB 法ではメンバーの少なくとも2人がマオリでなければならないと定めている。

NZGB は地名の裁定や決定に関して次の3つの原則に立っている¹²。

- 1) もともとの地名がふさわしければ、その地名が採用されるべきである。
- 2) マオリの原地名の使用は NZGB によって推進され、可能な限り使用されるべきである。
- 3) 通常その地方で呼ばれる名称が優先され、その地名の使用の程度が重要な目安となる。

地名の決定に際して、もともとのマオリの地名が優先されるべきことは、すでに1894年の The Designation of Districts Act で規定されていた。また、1987年に制定された The Maori Language Act でマオリ語が公用語として認められ、NZGB と The Maori Language Commission は、文化遺産としてのマオリ語地名が、公用語としてのマオリ語の認知にとって一つの重要な要素であるという共通の見地に立っている¹³。この他に NZGB が地名を命名する際のルールとして、隣接地域での地名の重複の回避や、人名を地名に使用する場合、生存中の人物名を避けることが定められている。また人名の場合、所有格は避けられる。

NZGB が行う裁定の一つは地名の綴りの訂正である。この中にはマオリ地名を正確な発音により近いローマ字表記に改める地名表記の標準化のケースが含まれている。マオリ地名とパケハ地名の併記 dual naming も NZGB の裁定による。例えばニュージーランドの最高峰は Aorangi/Mount Cook と併記される。併記地名は、通常はパケハ地名が先に表記されるが、この場合、例外的にマオリ地名が先に表記されている。裁定にはこの他に公的な地図上にこれまで記載のなかった場所に新たに地名を定めるケースや、海図上の地名を地図上の地名として採用する裁定もある。またこれらの他に、地名の適用範囲の変更、あるいは通称地名の削除などがある。これらの地名の変更や採用は、原則的には NZGB への国民からの提案によって行われる。提案に対して NZGB は必要な調査やヒアリングを行う。マオリ語地名に関しては部族の有力者の意見が求められ、その他に当該地方の役所や、Department of Conservation、

Hydrographic Office あるいはニュージーランド海軍などの国の諸機関の意見が求められる。同時に DSLI による予備的な調査が行われ、NZGB はそれをもとに地名の変更や新たな地名が妥当か否か検討する。変更や採用が裁定されると、それに対する3ヶ月間の異議申し立てのための公示期間が設けられる。異議の申し立てがない場合には、裁定された地名が公に決定されたこととなり、中央紙や地方紙で公告され、それ以後の公的な地図や文書等で新たな地名が使用されるようになる。異議申し立てがなされると、再度の調査・検討が行われ、提案の可否が再検討される。

第2節 地名復原の現状

ここでは NZGB が1999年10月から2004年11月までに検討した地名に関する提案について見てみよう。NZGB が取り扱う案件の中には南極大陸およびその周辺の新しい地名の決定も含まれるが、ここではニュージーランド南北両島と、北島北部東海岸沖に浮かぶ Little Barrier Island/ Hauturu を除く周辺島嶼について取り上げる。

NZGBは全国を11地区に分割して、地名の新設・変更に関する提案を調査・検討している。北島は North Auckland、South Auckland、Taranaki、Gisborne、Wellington の5地区、南島は Marlborough、Nelson、Canterbury、Westland、Otago、Southland の6地区である。NZGB で取り上げられる提案には、地名綴りの訂正、地名の新設、マオリ地名・パケハ地名の併記、地名の適用範囲の変更、海図などからの新地名の採用、あるいは通称地名の追認・廃止などがある。1999年10月から2004年11月の5か年余のNZGBによる12回の討議の結果報告によると、この間に取り扱われた案件は、上記の南極大陸と Little Barrier Island/ Hauturu を除いて合計約274件に及ぶ。この中には繰り返し討議された案件もあるので、地名の綴りの訂正や新地名の決定などの実数はこれより少ない202件となる。

地区別に見て最も決定された案件が多かったのは南島南部の Southland の53件で、次いで南島東海岸の Canterbury の48件であった。この両地区だけでこの間に全国で取り上げられた案件の半数を占める。さらに同じ南島の東海岸の Otago の27件を加えると、南島のこの3地区だけで全体の約3分の2を占めている。北島は5地区で合計33件で、全体の約16%である。比較的冷涼な南島はヨーロッパ人の入植以前、熱帯・亜熱帯性のクマラを主作物とするマオリの居住人口が、より温暖な北島に比べて希薄であった¹⁴。またヨーロッパ人の植民の過程においては、北島は先住民族の居住にヨーロッパ人入植者の居住が加わり、接触以前に比べさらに居住人口密度を増していった。それに対して先住民族の居住が相対的に希薄な南島では、広大な原野¹⁵にヨーロッパ人入植者が牧羊業を展開していった。

次に決定された案件の中で、新規地名、地名綴りの訂正、地名の併記やその修正について検討してみよう（第1表参照）。この間の新規地名の提案は南北両島、および周辺島嶼部で合計47件を数える。このうちヨーロッパ地名が37件、マオリ地名が10件提案され決定された。新規地名は南島に多く、北島では8件に止まっている。地名の変更は主として表記の誤りの訂正である。綴りの訂正の中にはヨーロッパ地名のスペルの訂正の他に、マオリ地名のスペルの訂正が含まれる。これには過去にヨーロッパ人によって聞き取られ、地図上に記載されたマオリ地

名を、より標準的なマオリ語の発音に近いスペルに修正するものがある。併記地名の確認と修正は25件が決定されているが、うち21件は南島におけるものである。南島では旧来の地名が表す地域を細分して、それぞれの地名で呼び分ける提案も多く、このことは新規地名や併記地名の多さとともに、南島が今日のニュージーランドにおける地名をめぐる議論の中心をなしていることをうかがわせる。

第3章 復原をめぐる論争

第1節 南島 Ngai Tahu 族の地名復原要求

ニュージーランド南島はヨーロッパ人との接触以前においては主として Ngai Tahu 族の居住空間であった。北島では多くの部族がそれぞれの領域で分散居住していたのとは対照的に、南島は北部の一部を除いてその大部分が Ngai Tahu 一部族の領域であった。もちろん Ngai Tahu 族の人々が南島の全ての地域に定着して居住していたわけではない。北島に比べて冷涼な環境にある南島では、農耕による食糧生産を補うために、人々はシダの根から採集される澱粉や、野生の鳥類を求めて季節的な移動を繰り返していたといわれる。この点で Ngai Tahu 族の生活様式は、農耕への依存度が高くより定着的であった北島の諸部族とは異なるものであった。移動性に富む Ngai Tahu 族の先祖の生活は南島の各地のキャンプサイトに多くの地名を残し、それらは食糧やその他の自然資源と彼らとの関わりを物語るものであった。

南島におけるマオリ地名は、ヨーロッパ人の入植と牧畜や農業の拡大とともに次第に失われていった。北島は南島に比べマオリの人口密度が高く、ヨーロッパ人との接触後もマオリ地名が比較的存続しやすかったのと比べ、南島はヨーロッパ人の入植の進展とともにマオリ地名がパケハ地名に置き換えられ、忘れ去られていった¹⁶。先住民マオリの *nohoanga* (字義通りには「座る場所」) は定住集落ではなく、漁労や採取のために移動する際のキャンプサイトであった。すなわち、*nohoanga* は資源を求めて南島を移動した Ngai Tahu の先祖の生活様式の一部をなしていたと言える。この *nohoanga* と結びついた慣習的な漁業や天然資源の採取に対する補償が *Crown's Settlement Offer* を通じて行われている。また、補償の一環として *Crown's Settlement Offer* は、南島の Ngai Tahu の領域内で88の地名のパケハ地名とマオリ地名の併記を予定している。これらの地名併記が決定されると、公的な地図や道路標識、あるいは公的な資料の地名が、現行のもの期限が切れたときに新しい併記地名に改められる。併記される地名はニュージーランド最高峰の *Aorangi/Mount Cook* を除いて、パケハ地名が先に、マオリ地名が後に表記される。通常、併記地名として復原されるマオリ地名の分布は南島の全域に及ぶが、約半数の43ヶ所は *Westland* 南島西海岸にある。*Westland* はマオリの諸部族が祭祀用具、装飾品の原料として珍重した *pounamu* 翡翠の主要な産地であり、Ngai Tahu 族の人々にとって重要な *nohoanga* のあるところであった。また、Ngai Tahu 族には南島のマオリ地名の復原に関連して、NZGB のメンバーの席が与えられており、現在は Ngai Tahu 族の指導者の一人の *Tipene O'Regan* がその席にある。

第2節 Otago/Muruhiki における地名復原をめぐる論争

Otago 地域は南島の東海岸に位置し、1840年代後半からスコットランド系の移民によって植民が開始された。19世紀の半ばには Otago 地域の内陸部で金鉱が発見されて、この地域はニュージーランドにおけるゴールドラッシュの中心地となった。また Otago 地域の沿岸部には、さらに南に位置する Southland の沿岸部とともに、ヨーロッパ人が入植する以前から、捕鯨やアザラシ猟の拠点が置かれ、マオリとヨーロッパ人の接触がみられた。

1989年に NZGB は北島の Wellington の近くの Paraparaumu に住む、Otago の先住民 Ngai Tahu 族の一支族 Ngaihirapa の一員 McLachlan から出された3つの提案を受け取った。McLachlan はマオリにとって地名は Waitangi 条約で補償された taonga 財宝であるがゆえに、失われた地名の復原は正当な要求であると主張した。それは次のような地名の変更の提案であった¹⁷。

- (1) Long Beach を Wharau Werawera Beach へ
- (2) Murdering Beach を Whare Akeake Beach へ
- (3) Purakamui を Purakaunui へ

Wharau Werawera はマオリ語で hot hovel を、Whare Akeake は poor land house を意味する。Murdering Beach の名称は1817年に3人のヨーロッパ人が、この地方のマオリに襲撃されて殺された事件に由来する。マオリにとってこの襲撃は、その数年前にヨーロッパ人が、保存されていたマオリの首を盗んだことに対する utu 復讐であった。Purakaunui は綴りの訂正を求めたもので purakau は old man を nui は big を意味する。これらの提案に対して NZGB は調査の後、地名の変更には正当な理由があると判断し、翌年の11月の Otago Daily Times に変更の趣旨が掲載された。

NZGB のこの判断に対してさまざまな観点から反論がなされた¹⁸。その一つは、提案者はかつてこの地域を領域とする部族の住民であったが、現在は北島のウエリントンの近くに移住し、この地域の地名を日常的に使用する当事者ではない。そのような立場にある人間の提案は妥当性に欠けるというものであった。また、現在使用されているパケハ地名は、住民にとって慣れ親しんだものであり、マオリは全てが英語を理解し、パケハ地名の意味を理解できるが、マオリ地名の「意味」は非マオリにとっては「無意味」であり、発音しにくいとする反論もあった。「日常的な使用」や「意味」「発音」などの反論の根拠は、ヨーロッパ系住民が多数を占める地域社会において、またマオリ語を理解するマオリが少ない今日の状況では、妥当性を有しているかのように考えられる。しかし、失われた地名の、あるいは忘れ去られつつある地名の復原の要求は、まさにそのような状況においてこそ意味を持つのであり、マオリ語教育の普及に対する要求とともに、taonga の一つの復原として重要な意義を有しているのである。このような点から考えると、前節で述べた南島の先住民 Ngai Tahu 族の領域における地名併記は、パケハ住民とマオリ住民によって成り立つ地域社会における「日常的な使用」と、マオリの地名復原要求の間の妥協的選択の一つとみることができよう。

McLachlan によって提案された3件の地名の変更に対して、Otago/Muruhiki 地域のパケハ社会から寄せられたさまざまな反論の結果、1991年11月に最終的な裁定を委ねられた Minster of

Land and Information は Long Beach と Murdering Beach については McLachlan の提案を拒否し、Purakanui を Purakaunui へ綴りを変更するという第三の提案が承認された。これは標準的なマオリ語の表記への変更にすぎず、前二者のパケハ地名のマオリ地名への変更は承認されなかったのである。しかしこの Otago/Muruhiki 地域における地名変更の提案についての激しい論争は、今日のニュージーランドにおけるマオリ地名の復原要求に対する議論の根本的な論点を集約的に示すものとなった。

終章

異なった文化をもつ複数の集団が構成する国、特に多数を占める移住者と少数の先住者によって構成される国においては、多数を占める移住者集団の言語で新しい居住地に地名が付された。先住者の地名が残存することがあったとしても、政治的、経済的に主要な位置にある土地の名称の多くは多数者の地名で呼ばれた。先住者に対する同化政策の進展の結果、先住者の文化と密接に結びついていた旧来の地名の多くは忘れ去られ、先住者の言語の喪失とともに、先住者自身にとっても意味を失っていった。とりわけ先住者の文化が無文字文化であった場合には、彼らの固有の地名は一層消滅の危機にさらされた。

今日のニュージーランドにおける地名をめぐるマオリとパケハの間の議論は、両者の接触後に失われてきたマオリの *taonga* の復権要求と、それに対する政府の補償の一環として位置づけられているマオリ地名の復原の是非に関するものである。地名はそれ自体が *taonga* の一つとして復原要求の対象となっているが、加えてマオリ語の復原・普及にとってもマオリ地名は鍵を握る重要な意味を有しているとみなされている。二民族国家を標榜するニュージーランドにおいては、この地名復原問題は避けて通ることのできない文化的な問題の一つなのである。

マオリ地名の復原、パケハ地名の廃止に対しては、パケハ社会の一部からの根強い反論が見られる。その反論の根拠の多くは、マオリ語を理解する国民の少なさや、マオリ、パケハを問わずパケハ地名に慣れ親しんでいるという事実に求められている。しかしながらこれらの根拠そのものが、パケハとマオリの接触以来、ヨーロッパ系の国民によって先住民族に対してとられた同化政策の結果の一つであったことは明らかである。マオリの地名や言語の復原要求はそのような同化政策の過程で失われた先住民族の文化の復原要求にほかならないのである。

注

- 1) Wilber Zelinsky (1997) : *Along the Frontiers of Name Geography, The Professional Geographer* 49 (4), pp. 465-466.
- 2) Alexander Wearing (1999) : *The Use of Place-Names to Provide an Indication of Prior Vegetation in Central Otago and the Upper Waitaki, South Island, New Zealand, New Zealand Geographical Society 20th Conference Proceedings*, p. 63.
- 3) 北海道や東北地方におけるアイヌ地名の研究には、これまでに多くの研究蓄積があるが、

その多くは地名の起源や解釈に関するもので、異文化接触の結果としての地名変遷に関する研究例は少ない。

- 4) 今日のマオリの復権・復原運動は過去に不当にヨーロッパ人が獲得した土地の権利の回復をはじめ、それぞれの部族の慣行的な漁業に対する権利、言語の回復など多岐にわたっている。これらの復権要求の根拠とされるものが、1840年2月6日に北島の Waitangi においてイギリス国王とマオリの諸部族の首長の間で締結された The Treaty of Waitangi である。同条約は3条よりなり、第1条はイギリス国王への主権の譲渡、第2条は先住民が持つ土地、漁場、森林などの権利のイギリス国王による保証とイギリス国王の土地先買権を定めた。第3条はマオリにイギリス国民と同じ全ての権利を与えることを定めた。第2条で保証されるものの中に含まれていた taonga (財宝) は物質的、精神的に価値のあるものの総体を指すものと考えられ、マオリは地名もその一つと解釈している。
- 5) 18世紀以降、ニュージーランドに入植したヨーロッパ人は主としてイギリス人であったが、マオリ maori (maori 普通の人の意) は、「非マオリ」としてのヨーロッパ人を総称してパケハ pakeha (pakeha 「よその」の意味) と呼んだ。今日ではヨーロッパ系白人は、自らもパケハと称している。
- 6) Lawrence D. Berg, Robin A. Kearns (1996) : Naming as norming: 'race', gender, and the identity politics in Aotearoa/ New Zealand, *Society and Space*, Vol. 14, p. 99.
- 7) Eric Pawson (1992) : Two New Zealand: Maori and European, In *Investing Places- Studies in Cultural Geography*, ed. by Kay Anderson and Faye Gale, p. 23.
- 8) Hong-Key Yoon (1980) : An Analysis of Place Names of Cultural Features in New Zealand, *New Zealand Geographer* 36, p. 30-34.
- 9) New Zealand Geographic Board (1990) : *Place Names of the Ancestors-A Maori Oral History Atlas-*, New Zealand Geographic Board, p. xiii.
- 10) Te Aue Davis, Tipene O' Regan and John Wilson (1990) : *Nga tohu pumahara=The Survey Pegs of the Past-understanding Maori place names-*, New Zealand Geographic Board, p. 7.
- 11) Brian Murton (1987) : Maori Territory, In *Southern Approaches-Geography in New Zealand*, ed. P. G. Holland & W. B. Johnston, New Zealand Geographical Society, p. 93.
- 12) Evelyn Stokes (1994) : Geographic Naming in New Zealand-The Role of the New Zealand Geographic Board, *New Zealand Geographer* 50, p. 52.
- 13) 上掲、p. 52
- 14) ヨーロッパ人と接触した17世紀、18世紀には、ニュージーランド南北両島には、約50の部族が各地に分散居住していた。そのうち主として南島に居住した部族は Ngai Tahu 族一族だけであり、その他の部族は全て北島に主たる居住地があった。
- 15) ヨーロッパ人にとっては未開な原野と映った南島の広大な平地や山麓も、先住者である Ngai Tahu 族にとっては、農耕によって充足できない食糧の採集の場であり、移動性をもった彼らの先祖の居住の歴史をたどる地名に満たされた空間であった。
- 16) 南島、北島のマオリ地名の存続程度を示す例として鉄道の駅がある。ウエリントンからオ

ークランドまでの北島の幹線に131の鉄道の駅があり、その内33がパケハ地名で、98がマオリ地名であるのに対して、南島ではワイパラからブラフまで158の駅があるが、49がマオリ地名で、残りの109がパケハ地名である。Herries Beattie (1945) : *Maori Place Names of Canterbury, Cadsonbury*, p. 5.

17) 前掲6)、p. 109.

18) 同上、p. 109-118.

第1表 地区別新規地名・地名変更等の決定数 (1999年-2004年)

	NA	SA	T	G	Wel	M	N	C	Wes	Ot	S	N/C	C/Wes
(1) 新規地名	5(2)		1		2	5(2)	5(1)	6(1)	1	11(4)	15(2)	2	
(2) 変更	1(1)			5(5)	1(1)	1	3(1)	2(1)	9	7(1)	5		2(1)
(3) 綴りの訂正	8(5)	2(1)			2(1)		4(1)	7(2)	8(1)	3	2		
(4) 適用範囲の修正										2			
(5) 地名の確認・統一												17(11)	
(6) 地名の併記	2	2						15					
(7) 併記の修正											6		
(8) 通称の追認	1(1)						1	18(4)		3	8		
(9) その他	1(1)									1			
合計	18(10)	4(1)	1	5(5)	5(2)	6(2)	13(3)	48(8)	18(1)	27(5)	53(13)	2	2(1)

注：数値の括弧内はマオリ地名の内数。

地域名：NA: North Auckland、SA: South Auckland、T: Taranaki、G: Gisborne、Wel: Wellington、M: Marlborough、N: Nelson、C: Canterbury、Wes: Westland、Ot: Otago、S: Southland、N/C: NelsonとCanterburyの境界地域、C/Wes: CanterburyとWestlandの境界地域。決定案件の種別：(4)適用範囲の修正は地名の及ぶ範囲の修正・確認、(7)併記地名の修正はマオリ語・英語への併記順の修正、(8)通称の追認の中には海図の地名の採用や、通称としての地名の採用などを含む。

資料：<http://www.linzi.govt.nz/rccs/linzi/pub/web/root/core/Placenames/nzgeographicboard>をもとに著者作成。